

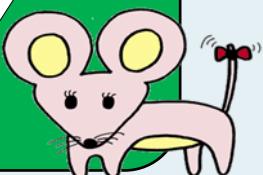
# 令和8年度船橋市 消費生活モニター募集案内

## ～消費生活モニターは何をするの？～

消費者トラブルに巻き込まれない  
賢い消費者を目指すために…

1. 専門家による研修会にご参加いただきます。
2. 市内各種モニターとの座談会にご参加いただきます。
3. 市内（外）の施設見学会にご参加いただきます。

裏面に令和7年度の  
実施例を載せております  
ので、ご覧ください。



## ～消費生活モニターの応募要領は？～

1. 応募期間：令和8年2月2日（月）～2月17日（火）  
※郵送は2月17日消印有効
2. 応募条件：船橋市消費生活モニターを経験したことのない18歳以上の  
船橋市民
3. 募集人数：20人以内
4. 委嘱期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

## ～応募方法～

### 申込書を提出またはオンライン申請

- ・右記2次元コードを読み取り、消費生活センターの  
ホームページからオンライン申請にお進み下さい
- ・申込書郵送先及びお問い合わせ先

〒273-0005

船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階

船橋市消費生活センター

TEL047-423-2852



## ～謝礼～

1回の参加につき1,200円  
(年度内最大12,000円)※交通費込み  
ただし、参加と併せて感想文の提出が必要  
です。

## ～選考～

選考のうえ、令和8年3月上旬  
以降に結果を通知します。

## 【例】令和7年度 消費生活モニター研修一覧

開催年月	研修テーマ	感想文提出事業	場所等	託児サービス	備考
7年 4月	委嘱式		市役所	あり	
5月	研修会1 「消費者トラブルの現状について」	○	市役所	あり	
6月	研修会2 「施設見学会：キッコーマンもの知り しようゆ館」	○	施設	なし	バス 移動
7月	研修会3 「船橋市の農業・漁業について」	○	市役所	あり	
8月	研修会4 「農業モニター合同座談会」	○	市役所	あり	
10月	研修会5 「製品安全について」	○	市役所	あり	
11月	研修会6 「商品量目検査体験（計量）」	○	市役所	あり	
12月	研修会7（消費者講座合同） 「ふくしまの今を語る人～原発事故による風評被害を越えて～」	○	市役所	あり	
8年 1月	研修会8（消費者講座合同） 「自然災害とお金の話～被災後のお金事情、知っていますか？～」	○	市役所	あり	
3月	研修会9 「消費生活モニター意見交換会」	○	市役所	あり	

### 注意事項

- \* 委嘱式及び研修会は、平日開催です。
- \* 市役所以外での事業・イベントの際には、原則託児サービスはありません。
- \* 感想文の提出について
 

感想文は、次回事業参加時にご提出ください。令和9年3月の研修会後に、「1年を振り返って」の感想文を別途提出していただきます。
- \* 本事業の実施は、市議会の令和8年度予算議案の議決を受けて正式に決定します。